

日本臨床栄養学会認定臨床栄養指導医資格制度規則

第1章 総則

第1条 この制度は臨床栄養学の進歩に即して、疾病の予防および診療に必要な栄養に関連する総合的な知識と技量を有する優れた医師を育成し、栄養関連医療の向上を図り、もって栄養学の進歩と国民の健康の向上に貢献することを目的とする。

第2条 日本臨床栄養学会（以下本学会）は、前条の目的を達成するため、本学会認定臨床栄養指導医資格制度を設ける。

第3条 本制度の維持と運営のために教育委員会（仮称以下同じ）を設け、認定臨床栄養指導医資格に関する審議ならびに認定を行なう。

第2章 認定臨床栄養指導医の資格

第4条 認定臨床栄養指導医資格を申請する医師は、つぎの各項の条件をすべて満たすものとする。

日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識、技量を備えていること。
申請時において評議員であるか、認定臨床栄養医の資格を取得し、かつ継続3年以上本学会の会員であること。

本学会が施行する認定のための研修単位として24単位を取得した後、審査に合格すること。24単位のうち、日本臨床栄養学会年次学術集会は、3年に1回以上は参加し、8単位以上を取得する。

第3章 教育委員会委員

第5条 本学会理事会が教育委員数名を選任する。

第6条 教育委員は教育委員会を組織し、認定臨床栄養指導医資格認定に関する業務を行なう。

第4章 認定臨床栄養指導医の認定および更新の方法

第 7 条 認定臨床栄養指導医資格の認定を希望する者は、つぎの各項に定める書類を日本臨床栄養学会教育委員会に提出する。

認定臨床栄養指導医資格認定申請書

履歴書

医師免許証(写し)

学術活動に関する単位数を合計 24 単位以上取得したことを証明する資料

業績目録

本学会認定臨床栄養指導医資格をもつ医師の推薦書

第 2 項 取得単位は、「申請時別表」に従って集計する。

第 8 条 教育委員会は、毎年 2 回申請書類によって認定資格についての審査を行う。

第 9 条 教育委員会の審査結果は、理事会の議を経て決定する。

第 10 条 本学会理事長は審査の要件を達成したものに対して、資格認定証を交付する。

第 11 条 認定は 5 年毎に更新する。

第 12 条 認定の申告時に支払う審査料は 10,000 円、認定料は 20,000 円とする。

第 13 条 認定臨床栄養指導医の申請書類の締め切りは毎年 6 月 30 日および 11 月 30 日とする。

第 5 章 認定臨床栄養指導医資格の喪失

第 14 条 認定臨床栄養指導医資格はつぎの理由により、その資格を喪失する。

正当な理由を付して認定臨床栄養指導医としての資格を辞退したとき。

本学会の会員としての資格を喪失したとき。

申請書類に虚偽が認められたとき。

認定臨床栄養指導医の認定を受けた日から満 5 年を経て新たに認定更新を受けないとき。

第 15 条 本学会理事長は認定臨床栄養指導医としてふさわしくない行為のあった者に対して、教育委員会、理事会および評議員会の議決より資格の認定を取消することができる。

第6章 認定臨床栄養指導医資格の更新

第16条 認定臨床栄養指導医資格の更新を希望するものは、認定された後も連続して本学会の会員であることとする。

第17条 資格の更新に必要な単位数は30単位である。更新時別表に従って過去5年間に取得した単位を集計すること。30単位のうち、日本臨床栄養学会年次学術集会は、5年に2回以上は参加し、16単位以上を取得する。

第18条 資格の更新を希望するものは、次項に定める申請書類に更新審査料を添えて教育委員会に提出するものとする。

日本臨床栄養学会認定臨床栄養指導医更新申請書

学術活動に関する単位数を合計30単位以上取得したことを証明する資料

第19条 研究のための海外留学や長期病気療養等特別な事情があり更新が不可能になった場合は、その事情を記した書類を添え、更新期間の延長を申請することができる。

第20条 教育委員会は、毎年6月30日および11月30日を締め切りとして、申請書類によって更新を認定する。

第21条 本学会理事長は、認定臨床栄養指導医の更新を認定されたものに対して理事会の議を経て認定書を交付し、学会誌に発表する。

第22条 更新審査料は20,000円とする。

第7章 認定臨床栄養指導医資格制度の運営

第23条 教育委員会委員長は、本制度の円滑な運営を図るために教育委員会を招集する。但し、教育委員数の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、委員長は、直ちに臨時教育委員会を招集しなければならない。

第24条 教育委員会は委員数の過半数が出席しなければ、その議を開き議決することがで

きない。

第 25 条 教育委員会の議事は出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。

第 26 条 この規則の実施に関して、教育委員会および理事会によって決定された事項は本学会機関誌によって会員に通告する。

第 8 章 規則の改廃

第 27 条 この規則の改廃は教育委員会および理事会の議決により、評議員会の承認を受けなければならない。

第 9 章 補則

第 28 条 委嘱の更新

日本臨床栄養学会認定臨床栄養指導医資格制度の実施にあたり、その円滑な運営を図るため、今後 3 年（2009 年 12 月 31 日）までは認定臨床栄養指導医の認定については以下に定める過渡的（暫定）措置を講ずる。

第 29 条 本措置の運営は、教育委員会がこれを行なう。

第 30 条 認定臨床栄養指導医の委嘱

本学会の理事に本学会理事長が委嘱する。

本学会評議員を勤め、理事会ならびに教育委員会が認定臨床栄養指導医として適当とみとめた者に本学会理事長が委嘱する。

教育委員会は、過渡的措置による認定臨床栄養指導医の認定結果を理事会に報告する。

第 31 条 委嘱の更新

過渡的措置により委嘱された認定臨床栄養指導医は、その継続を希望する場合には、5 年後に日本臨床栄養学会認定臨床栄養指導医資格制度規則第 6 章に定める手続きを経て、委嘱の更新を行なわれなければならない。

第 32 条 資格の喪失

過渡的措置による認定臨床栄養指導医の資格の喪失については、日本臨床栄養学会認定臨床栄養指導医資格制度規則 5 章に準ずる。

第 33 条 この補則は 2006 年 9 月 3 日より施行し、改正は理事会の議を経なければならない。また、この規則は過渡的措置の終了を以って廃止される。

付 則

- 1.本規則は、2006 年 9 月 3 日より発効とする
- 2.規則の改訂 2007 年 11 月 17 日
- 3.規則の改訂 2008 年 10 月 11 日
- 4.規則の改訂 2009 年 9 月 19 日
- 5.規則の改訂 2017 年 4 月 20 日